

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6（2024）年12月3日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 佐 藤 良
同 渡 辺 幸 子

監査の結果の措置状況

（指摘事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
医療政策課	令和6（2024）年 8月20日	<p>重要物品の管理において、所属内の認識不足により、重要物品の存否や利用状況を把握していないものが3件あり、そのうち1件については存在が確認できないなど、適正に管理されていなかった。</p> <p>今後は、適切な物品管理体制の構築に努められたい。</p>	<p>当該物品は取得後20年以上を経過しており、病院への保管委託に係る覚書等の適切な手続・管理がなされていなかったため、担当及び所属の認識不足が生じたことによるものです。</p> <p>今回の監査結果を受け、当課所管の全ての重要物品について再点検を実施し、存在が確認できない1件を除く全物品の所在及び使用状況の再確認を行いました。</p> <p>当該物品は現状としては病院における訓練での使用以外での使用実績が乏しいことから、今後の活用方針や保管方法等を早急に検討の上、不用と判断された物品については速やかに処分を実施することとし、引き続き保管委託により保有継続する場合は、病院と保管方法等に係る覚書を締結することといたします。</p> <p>なお、存在が確認できなかった1件については、改めて病院内で所在確認を行いました但し所在を確認できず、今後の使用見込みもないことから、台帳から削除することといたします。</p> <p>再発防止策として、当課所管の全ての重要物品について、県物品シールを貼付するなど適正な管理を徹底するとともに、毎年度、その管理状況や使用状況についてグループリーダー以</p>

			上の職位者によるチェックを徹底いたします。
<p>県南環境森林事務所</p>	<p>令和6 (2024) 年 6月28日</p>	<p>栃木県林業振興協会県南支部会計において、令和5年度の事務局監査で準公金の適切な管理の徹底について指導を受けたにもかかわらず、現金を金庫等の鍵のかかる場所に保管せず、また、現金出納簿を整備していないなど、準公金の管理が不適切であった。</p> <p>速やかに、準公金の適切な管理を徹底するとともに、内部統制を有効に機能させるため、職員の意識付けの徹底と事務処理体制の見直しを図りたい。</p>	<p>本件は、当事務所における、栃木県林業振興協会県南支部会計において出納管理に関する内規等が定められておらず、出納管理について職員の裁量の余地を残しており、職員への適正な管理への意識付けが不十分であったことに起因するものです。</p> <p>今回の事案発生を受け、他の準公金の会計事務について点検したところ、現金の不適切な管理等の事案はありませんでした。</p> <p>今後、同様の誤りが発生しない取組として、当事務所における栃木県林業振興協会県南支部会計の取扱いに係る内規を定め、現金の受入れや口座への入出金等収入支出について現金出納簿を作成のうえ管理するとともに出納員（次長）、部長、課長が確認するよう事務処理体制を見直しました。</p> <p>また、職員による立替払いは行わないこととしたほか、会費等が現金で納入された場合は、原則、当日に口座へ入金し、やむを得ない場合は所内の鍵付き鉄庫にて保管して、翌営業日には口座に入金することを徹底しました。</p> <p>さらに、財務会計全般の適正執行を徹底するため、職員全員を対象とした所内研修を実施し職員への意識付けを図りました。</p>
<p>環境保全課</p>	<p>令和6 (2024) 年 8月19日</p>	<p>大気汚染常時監視測定局（自動車排ガス測定局）移設業務委託において、所属内の確認不足を要因として、別途産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託で実施した基礎撤去等の業務を仕様書に定め、設計積算を行っていたこと、及び実施不要となった一部の業務について変更設計を行わなかったことか</p>	<p>本件は、担当者の理解不足と所属におけるチェック体制が不十分であったことに起因するものです。今回の事案発生を受け、ただちに類似業務について点検し、他の業務においては設計積算が適切に行われていることを確認しました。</p> <p>今後は、これまで設計者と検算者のみが行っていた設計書の確認につい</p>

		ら、設計額が 532 千円過大となっていた。	て、グループリーダー等の審査者が設計審査を実施することにより、内部チェック体制を強化いたします。具体的には、設計者が検算者及び審査者に業務内容や設計根拠等を提示した上で、3者がそれぞれ内容確認を行うことにより、適切な事務執行に努めて参ります。
農業総合研究センター（「いちご研究所」・「原種農場」を含む。）	令和6（2024）年 7月9日	河内庁舎C棟分析室他移転に伴う現状復旧工事において、執行伺決裁後に工事内容に変更が生じたものの変更設計を行わないまま、見積書徴取業者に対して口頭で変更後の工事内容を説明した上で見積合わせにより請負者を決定し、工事を行わせていた。	<p>本件については、旧農業環境指導センターが旧農業試験場に移転することに伴い、肥飼料の分析等で使用していた河内庁舎C棟の複数の部屋について現状復旧するために行った工事ですが、復旧の程度の検討を重ね、当初の設計とは変更となったにもかかわらず、変更設計の執行伺を作成せず、口頭による説明のみで見積徴取業者に工事内容を説明し工事を行わせてしまいました。</p> <p>その原因については、当該工事の発注に当たり、担当者が「栃木県建設工事等執行規則」等の関係規則を十分に確認せずに事務を行い、また管理職による事務の実施状況の把握や、状況に応じた担当者への支援・指導も十分でないなど、組織として工事事務を適正に執行する体制となっていなかったため、不適切な事務処理を看過してしまったものです。</p> <p>なお、このように当初の設計を変える案件はほかにないことを確認しました。</p> <p>今後は、工事事務の執行に当たっては「栃木県建設工事等執行規則」などの関係規則を十分に確認するとともに、工事事務に精通している関係機関から情報収集を行いながら適切な事務を行います。また、財務会計研修等の機会を通じて、職員の知識・能力の向上を図るとともに、定例の課内打合せの際に進捗状況を確認するなど、組</p>

			<p>織的なチェック及び支援の体制を実効性のあるものにするこで、組織としての事務執行能力の向上と、再発防止に努めて参ります。</p>
健康体育課	令和6(2024)年 8月23日	<p>令和5年度の定期監査において、報償費の支払遅延について注意事項となったにもかかわらず、所属内の認識不足により、委員会委員に係る報償費及び特別旅費の支出時期が8か月遅延しているものがあつた。</p> <p>今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、担当者の事務処理の失念及び所属内の確認不足により発生したものです。</p> <p>令和5年度の定期監査で注意を受けて、同様の案件が発生しないよう課内に周知を図つたところですが、情報共有や声かけだけでは対応が不十分であつたと重く受け止めております。</p> <p>なお、本件以外の支出事務の処理状況を確認しましたが、同様の案件はありませんでした。</p> <p>再発防止に向けて、報償費の支出に係るチェックリストを作成し、複数名で確認するよう課内のチェック体制を強化いたしました。</p> <p>また、令和6年度から各担当に行政職員を配置し、財務会計事務のサポート体制を整備したところです。</p> <p>今後は、職員全員が財務会計事務や関係諸規定の知識向上に努めるよう周知を図っていくとともに、内部チェック体制を十分に機能させることにより適正な事務の執行に努めて参ります。</p>